

喫煙可能室設置施設届出書に関するチェックリスト

以下の①から③を全て満たす飲食店であれば、喫煙可能室を設置することができます

<input type="checkbox"/>	① 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店である
<input type="checkbox"/>	② 客席面積が100㎡以下である ※客席とは厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペースを除いた部分を指す
<input type="checkbox"/>	③ 資本金または出資の総額が 5,000 万円以下である ※但し、資本金の額が 5,000 万円以下であっても、下記の会社は除く ・一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上を有する会社 ・大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上を有する会社

喫煙可能室の技術的要件は以下のとおりです

(1) 店内の一部に喫煙可能室を設置する場合	
<input type="checkbox"/>	① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上である
<input type="checkbox"/>	② 喫煙可能室の外に、たばこの煙が流出しないよう壁・天井等によって区画されている
<input type="checkbox"/>	③ たばこの煙が施設の屋外に排気されている
(2) 店内の全部を喫煙可能室とする場合	
<input type="checkbox"/>	① 喫煙可能室の外(店外)にたばこの煙が流出しないよう、壁・天井等によって区画されている

喫煙可能室を設ける際には標識を掲示する必要があります

(1) 店内の一部に喫煙可能室を設置する場合	
<input type="checkbox"/>	① 店舗の出入口に「喫煙可能室あり」と掲示している 喫煙可能室の出入口に「喫煙可能室、20歳未満立入禁止」の掲示
(2) 店内の全部を喫煙可能室とする場合	
<input type="checkbox"/>	① 店舗の出入口に「喫煙可能店、20歳未満立入禁止」と掲示している

その他の留意事項は以下のとおりです

<input type="checkbox"/>	①喫煙可能室は20歳未満の者は従業員であっても立入禁止であるため、店内の全部を喫煙可能室とした場合は、これらの者は入店自体が出来なくなる
<input type="checkbox"/>	②営業について広告や宣伝をするときには、喫煙可能室を設置していることを明示しなければならない
<input type="checkbox"/>	③「客席面積」及び「資本金または出資の総額」に関する要件に該当することを証明する書類を保管している <保管書類例> 店舗図面等、企業の場合は資本金額・出資総額に係る書類(資本金額や出資総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等)
<input type="checkbox"/>	喫煙可能室設置施設届出書は、 飲食店の営業許可番号・許可日 も含めて記載漏れがないか確認した

<参考>各保健所連絡先・届出先一覧表

保健所・担当	所在地	電話	管轄市町村
徳島保健所 健康増進担当	徳島市新蔵町3丁目80	088-602-8904	徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
吉野川保健所 健康増進担当	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-36-9018	吉野川市、阿波市
阿南保健所 健康増進担当	阿南市領家町野神319	0884-28-9874	阿南市、那賀町
美波保健所 健康増進担当	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7375	牟岐町、美波町、海陽町
美馬保健所 健康増進担当	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1016	美馬市、つるぎ町
三好保健所 健康増進担当	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1123	三好市、東みよし町